

自由と人権 通信

liberty&human rights NEWS

NO.50 (2024.12.11)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>



「自由と人権」HP



ご自由に
お持ちください

目次は2ページにあります

沖縄よ どこへ行く

作詞・作曲：安里正美

島を耕すように 艦砲射撃の雨が降る
ほんとうの敵は誰なのか
尊い命は 帰らない
ドンパチやってまけた国 祖国と呼んだ あの国は
なぜだかこの島放り出し アメリカより遠い国
流れ流されて どこまでも 沖縄よ どこへ行く
戦が教えてくれたのは 愚かさだけなのに

生まれたときは アメリカ世 ためらいもなくドル時代
勝った 負けたの関係で がんじがらめのお触れ書き
戦が終わりました 島を飛び立つ米軍機
我々の島が あの国の人々を苦しめる
流れ流されて どこまでも 沖縄よ どこへ行く
金網の向こうに 平和など ありはしないのに

アメリカ世から大和の世
期待と不安の世替わりは
戦をしない日本の 兵隊たちがやってきた
物があふれる暮らしより 金網のないこの島を
それがアジアの人々へ 償いの証
流れ流されて どこまでも 沖縄よ
戦が教えてくれたのは 愚かさだけなのに
金網の向こうに 平和など ありはしないのに

「沖縄よどこへ行く」に寄せて

「沖縄よどこへ行く」は 1970 年代の沖縄のフォークシンガー安里正美さんの歌です。直にこの歌を聞いたことはありませんが、川口真由美まゆみ^{【注】}さんというシンガーソングライターが同名で同じ詩の曲を歌っています。川口さんは沖縄現地も足を運び、座り込みなどの行動にも参加しているようです。川口さんのこの曲は「このクニに生まれて」という CD アルバムに収録されています。パワフルで熱のこもった歌いぶりからは、70 年代の反戦フォークを彷彿とさせられます。

これとは全く違う詩句ですが、山之口獺という沖縄出身の詩人が「沖縄よどこへ行く」という詩を残しています。以下にこの詩も掲載しておきます。また、山之口さんは「不沈空母沖縄」という詩も書いています。これはたんなる想像ですが、安里さんの歌は、この詩人の「沖縄よどこへ行く」がベースとなっているような気がします。

【注】京都在住のシンガーソングライター。障害者施設代表。3 人の子どもを育てるシングルマザーでもある。

戦争反対・護憲・反原発・沖縄基地建設反対などの運動に参加しながらメッセージを含めた演奏を行い、辺野古には月 1 回ペースでゲート前の座り込みなどに参加。「歌」や「踊り」で連帯を続けている。(京都音楽センターHP より)

沖縄よどこへ行く

蛇皮線の島

泡盛の島

詩の島

踊りの島

唐手の島

パイヤにバナナに

九年母などの生る島

蘇鉄や竜舌蘭や榕樹の島

仏桑花や梯梧の真紅の花々の

焰のように燃えさかる島

いまこうして郷愁に誘われるまま

途方に暮れては

また一行つ

この詩を綴るこのぼくを生んだ島

いまでは琉球とはその名ばかりのように

むかしの姿はひとつとしてとめるころもなく

島には島とおなじくらしいの

舗装道路が這っているという

その舗装道路を歩いて

琉球よ

沖縄よ

こんどはどこへ行くというのだ

おもえばむかし琉球は

日本のものだけ

支那のものだけ

明っきりしたことはたがいにはわかっていなかったという

ところがある年のこと

台湾に漂流した琉球人たちが

生蕃のために殺害されてしまったのだ

そこで日本は支那に対して

まずその生蕃の罪を責め立ててみたのだが

支那はそっぽを向いてしまって

生蕃のことは支那の管するところではないと言ったのだ

そこで日本はそれならばというわけで

生蕃を征伐してしまったのだが

あわて出したのは支那なのだ

支那はまるで居なあって

生蕃は支那の所轄なんだと

こんどは日本に向かってそう言ったと言ったのだ

すると日本はすかさず

更にそれならばと出て

軍費償金というものや被害者遺族の撫恤金とかいうものなどを

支那からせしめてしまったのだ

こんなことからして

琉球は日本のものであるということ

支那が認めることになったとかいうのだ

それからまもなく

廃藩置県のもとに

ついに琉球は生れかわり

その名を沖縄県と呼ばれながら

三府四十三県の一員として

日本の道をまっすぐに踏み出したのだ
ところで日本の道をまっすぐに行くのには
沖縄県の持つて生れたところの
沖縄語によっては不便で歩けなかった
したがって日本語を勉強したり
あるいは機会あることに
日本語を生活してみるといふうにして
沖縄県は日本の道を歩いて来たのだ
おもえば廃藩置県この方
七十余年を歩いて来たので
おかげでほくみたいなものまでも
生活の隅々まで日本語になり
めしを食うにも詩を書くにも泣いたり笑ったり怒ったりするにも
人生のすべてを日本語で生きて来たのだが
戦争なんてつまらぬことなど
日本の国はしたものだ

それにしても
蛇皮線の島
泡盛の島
沖縄よ
傷はひどく深いときいているのだが
元気になって帰って来るのだ
蛇皮線を忘れずに
泡盛を忘れずに
日本語の
日本語の
日本に帰って来ることなのだ

(詩集『蛙に鱈』より)



「〇〇ファースト」

一人はみんなのために、みんなは一人のために

「一人はみんなのために、みんなは一人のために」は誰が唱えた言葉だったのでしょうか。ラグビーが盛り上がった頃は、「one for all, all for one」(一人はみんなのために、みんなは一人のために)というチームワークを示す標語としてよく話題に上りました。

ぼくは昔の一時期生活協同組合に勤めていたことがあり、その中でも同じフレーズを聞いたことがあります。その時は生協の標語だと思っていました。他には労働組合に関する話で聞いたような記憶もあります。ネットで検索してみると発祥は諸説あるようです。後世になって、保険の相互扶助思想の解説として、農業協同組合の設立趣旨として、社会主義思想を表す場合などにも用いられてきたとありました。「組合」全般の組織理念を示すことが多いようです。ですから生活共同組合や労働組合の思想を表す標語としても的外れではないと思います。

新自由主義的価値観が蔓延してしまったこの社会では、「みんなのために」や「一人のために」などという言葉は、めったに聞かれなくなりました。声を大にして叫ぶと、偽善者とのレッテルを貼られてしまいそうです。でもこの言葉がとても大切なことを指し示していることは事実です。

「みんなのために」や「一人のために」のためにという理念を改めて見直し、利益優先、弱肉強食偏重のこの社会で命を吹き込むことが、いま必要なのではないかと考えます。その目指すものは、自他を含めた人権尊重の思想、他者に対する思いやりや想像力に富んだ社会です。今はそうではないかもしれませんが、人間というものは本来そのようにあるべきだし、社会もそのような理想的なものに作り変えていく必要があるという呼びかけです。

「〇〇ファースト」

「アメリカ・ファースト(米国第一主義)」を叫ぶトランプ氏が大統領に選出されました。選挙が公平公正に行われていると仮定すれば、アメリカ国民はこの主張を支持したことになります。日本でも「都民ファースト」なる地域政党が東京都で一世を風靡したことがあります。今ではだいぶ色あせてきましたが。

「〇〇ファースト」と言われると、その〇〇に所属している、少なくともその〇〇に帰属意識を持っている人にとって悪い気はしないでしょう。でも、その〇〇外の人たちにとってはどうでしょう。きっと疎外され、排除されていると感じるに違いありません。「〇〇ファースト」は差別主義的で、利己的、排他的な思想に他なりません。「みんなのために」とか「一人のために」とは正反対にあたるものです。

「〇〇ファースト」を唱える人たちは、自分たち〇〇こそ多数派であると認識していると思われます。それは

つい先日、韓国でユン・ソンニョル（尹錫悦）大統領により非常戒厳令が宣布されました。幸いなことに、市民と良識ある国会議員の力でこれを阻止することができました。

日本の憲法は戒厳令を定めてはいませんが、自民党改憲案では実質的な戒厳令とも言うべき「緊急事態条項」を盛り込むことを明記しています。もし日本で同じようなことが起こったら、日本の人民は韓国のようにこれを阻止することができるでしょうか。非常に不安です。それならば憲法改悪を絶対に許さないという強い決意が必要です。



新型コロナ感染から考える

2020 年ごろから始まり今になっても収まり切れていない新型コロナ感染について、これはという文章に出会いました。以下は、太田昌国『現代イデオロギー評註「ぜんぶコロナのせい」ではないの日記』（2021 年 5 月 19 日発行）から転載したものです。一般的な視点からのものではないながらも、それ故にこそ説得力に満ちた内容だと思いました。長文になりますがぜひお読みください。

電子顕微鏡でしか見ることができない極小の粒子であるウイルス——今回は新型のウイルスなのですが——それが世界全体を震撼させてから、わずか9ヵ月です。まだ1年も経っていないのです。ところが、どうでしょう。この生物とは呼べない、かといって無生物でもない、目には見えないウイルスが全世界を変えた、変革してしまったのです。例えば、グローバリゼーション——市場経済という唯一の原理で世界全体を支配している現代経済の在り方を、ペルーと日本がそれぞれ抱える問題を交錯させながら考えてきた私たちは、ズタズタに切り裂かれました。グローバル企業の工場も店舗もオフィスも、閉鎖されました。連日連夜、大勢のビジネス客や観光客を運んでいた航空機は完全に止まりました。年間 4000 万人を迎え入れるのだと日本政府が豪語していた外国人観光客の流れもピタッと途絶えました。ホテルも観光地もデパートも土産物屋も、閑古鳥が鳴いています。パリ、ロンドン、ベルリン、ニューヨーク、そして東京と、世界の大都市から人影が消えた事態も大きく報道されました。確かに、世界中が様々な意味で、危機に立たされたのです。

ここで、大事なことがあります。どの視点から、この危機を捉えるかという問題です。グローバル経済のこれまでの在り方から多くの利益を得てきた大企業から見れば、確かに、これは文字通りの危機です。ですから、日本の報道では、今回の最初の発症例が見られた中国・武漢、それゆえ世界で真先に都市封鎖された武漢に焦点が当てられました。航空路も高速道路も封鎖され、公共交通機関も止められ、厳格な外出制限も課されて、経済活動が全く不可能になったのです。ですから、そこに店舗を持つユニクロ、無印良品、イオン、工場を持つ日本の自動車工場などの危機が、まずは大々的に報道されたのです。

でも、私たちが、今回の新型ウイルス報道を通じて学んだ大事なことがあります。ウイルスは、人間と異なり、差別意識を持ちません。貧富の差、民族の差、国家の差、性の差、老若の差、階級の差、思想やイデオロギーの差——それらにいずれも配慮することなく、《気に入った》宿主の身体に侵入するということです。労働現場によっては、感染リスクがより高い職場があり得るということは意識しなければならないとしても。

それだけに、経済力が強い者、国家権力を握っている者、大きなメディアを手中に収めている者など、すでに出来上がっている社会秩序・経済秩序の中で優位に立っている者の視点にのみしがみついているのは、「世界とウイルスの闘い」の全体像が見えてはこないということです。

では、どうするのか。いまだかつてなかったような、ウイルスに純化した大量の報道がなされたのですが、そしてその多くは、強い者の立場からであることは事実です。しかし、目を凝らし、耳を澄ませば、世界をもっと深く、広く捉える材料はあちらこちらにあったと私は思います。具体例を挙げてみましょう。

一つ目。「世界の工場」とまで謳われてきた中国が、日本の 100 円ショップで売られている品々を多数製造していることは、私たちのよく知るところです。コロナ対策のために、中国の工場の稼働率が下がって間もなく、日本の 100 円ショップの棚にすき間ができた光景を目撃した方がおられるかもしれません。日本の私たちの関心は、ふつつ、そこで止まります。でも、中国は、アジア、アフリカ、ラテンアメリカの途上国で、エイズ、結核、マラリアの三大感染症を防ぐために大きな役割を果たしてきた製品、つまり治療薬、診断キット、蚊帳などの工場でも

あるのです。現場で働く人の証言によれば、この三大感染症は1日7000人の命を奪っているといえます。工場閉鎖、交通路の途絶によって、中国からのこれら製品の物流さえもが留まったのです。これらの病に苦しむ途上国はどうなっているのか、気がかりなことです。

二つ目。私たち、いわゆる先進国に住む者の多くは、今回の新型「コロナウイルスの蔓延に関して、1918年から20年にかけて世界的に流行したインフルエンザ以来の最大の感染症の流行だと言って、狼狽えています。100年前のことゆえ、その悲劇を知る者はおらず、教訓もほぼ引き継がれておりません。翻って途上国では、新型コロナウイルス以上の威力を持つ病原体がこの間にも多く流行してきました。100年前もの昔のことではなく、21世紀に入ってからも起きていたことです。しかし、それは、欧米や日本での出来事ではないことで、全世界が挙げて真剣に取り組むことはなかったのです。「先進国」で流行しない限り、各国政府も世論も製薬会社も研究者も、関心を持たないという従来の在り方をどう捉え返すのか。そのことが問われていると思います。

三つ目。その延長上で言えば、コロナ対策のワクチンの開発問題も重要です。先進国の製薬会社も政府も、どこにも先んじて、有効なワクチンを開発するために全力を挙げています。グローバリズムが拠り所とする競争原理が正しいのかどうか問われているときに、ワクチン開発で競争原理がはたらくまでよいのかと異議を唱える声が必要です。ワクチン開発や有効な検査キットの開発のために国際的な協力体制を作ること、医療分野における知的財産権を廃止することなどの大胆な方針が必要なのです。それは、製薬会社が、利潤を最大の目的とする私企業のみでよいのかという問いに繋がっていきます。夢だよ、理想論に過ぎないよ、すぐにはできないよという現実主義の大声が聞こえてきます。目の前の現実と異を唱える声は、しばしば、過度に理想主義的に聞こえます。しかし、ひとが罹る病を治すための仕事に、市場原理、すなわち儲け主義の原理がはたらくまでよいのかという問いかけは、世界中の人びとがコロナの脅威と向き合っているいま、ここで、現実主義的なものなのです。そんななかで、日本政府は、ワクチン開発競争で先行していると伝えられるイギリスのアストラゼネカ社との間で6000万人分のワクチンの供給を受けることで合意したと言っています。これは、国内世論向けには喝采を浴びるかもしれませんが、世界レベルで確立されるべき医療・医薬の倫理に悖るといふべきでしょう。世界の人類が共通して取り組み、対等・平等な関係性の下で解決すべき問題に関して、これでは、大事なものを金に飽かして独占するという「国民国家」の論理で動いているにすぎないからです。国家を対外的に代表する政府・政治家のこのようなふるまいを、心底恥じるモラルが、この社会に定着するよう、努力を続けたいと思います。

四つ目。ペルーの働く子どもたちは「難民化」はしていませんが、途上国の大人も子どもも、いつ難民化するかわからない瀬戸際で生きています。世界経済の在り方が生み出す貧困の問題があるからです。現在、世界中には7500万人の難民・避難民がいるといわれています。世界総人口は75億人前後ですから、実に100人にひとりがその境遇にあるのです。驚くべき数字です。先日ギリシャ東部の島で難民キャンプの火災がありました。衛生状態も悪く、「密な」条件下で暮らすことを強いられている難民が、コロナ対策でその狭い空間に閉じ込められたので、それに抗議して放火したという報道がありました。ここに暮らす難民の多くは、アフガニスタン、イラク、シリアの人びとです。米国が先頭に立ってきた「対テロ戦争」、シリアの場合はロシアがアサド政権に加担して遂行してきた民衆弾圧——このような超大国の無責任な方針が難民を生み出す原因になっていることは明らかです。大国が主導する戦争から派生する難民は、世界のどこからも「歓待」されず、狭いキャンプ地に幽閉される。そこを襲っている今回の新型コロナ感染症。まさに現代世界の縮図が、ここに見られるのです。難民・避難民は絶えず流動します。移住労働者もヨリ良い仕事を求めて常に流動します。感染症はひとの移動とともに、拡大します。超大国と先進国が、世界的な視野をもって、難民・避難民問題の解決に真剣に取り組むべきだとするのは、本来的には責任とモラルの問題なのですが、感染症がひとと共に移動するという現実を思えば、ほかならぬ先進国の《利害》が掛かることでもあることがわかります。

五つ目。外出を避けよ、在宅仕事を行なえ、密・人混みを避けよ、対面を避けよ——いくつものスローガンを政治家が語っています。感染症の拡大を防ぐために、ある程度は有効な手段なのでしょう。同時に視野に入れておきたいことがあります。日本の場合、日常的な交通の手段である電車は動いています。日用品を買うためのスーパーもコンビニも開いています。今や日常生活に欠かせない役割を果たしている宅急便の労働者も、宅急便の増加でコロナ以前にも増して忙しく働いています。医療や介護の現場には「密な」労働をする人、せざるを得ない人びとが大勢います。つまり、私たちが日常生活を送るうえで、それを支える最も重要な基盤となる種類の労働に従事している人びとは、《外に出て、対面で、密な労働》をせざるを得ないのです。加えて、そのような労働に従事する人びとが得る賃金が、現在の日本では決して多額ではない、むしろその労苦や他者への貢献度に比すれば不当なまで

に低いことを私たちは知っています。オンライン会議やリモートワークという言葉が「新しい生活様式」だと容易に受け入れる前に、仕事の性格からいって、それができない人びとの労働と生活の在り方を思う気持ちを持ち続けたいと思います。

六つ目。永山則夫さんが犯かした犯罪と、逮捕されてのちの彼の自省・贖罪の過程、そして23年前の彼の死刑（死刑に処せられて^マこと）彼が残した遺言——それらすべてに関わって私たち「永山子ども基金」の活動があります。密な場所と言えば、刑務所・拘留所が思い出されます。ここはどんな状態でしょうか。つい数日前のことですが、堺市にある大阪刑務所に拘留されている男性が、刑務所の三蜜状態は「命に関わる」と考えて、人権保護法を根拠に感染対策を求めて訴えを起こしました。哀しくも犯罪を起こしてしまった人びとが、自らの行為を自省し、贖罪の気持ちを深め、新たな生を求めるためには、拘留所・刑務所における処遇が、人権尊重の理念に基づいて行われていることが重要です。日本の場合はまた、在理由資格を持たず退去強制命令を受けて入館施設に収容されている外国人が大勢います。彼ら・彼女らは、過密な施設の中で、基本的な人権も保障されないまま長期収容が続いています。コロナウイルスをめぐる一連の動きの中には、このように、拘留所・刑務所・入国管理センターなど、国家の責任においてひとを拘束している施設における人権状況の劣悪さを明るみに出すものもあるのです。

七つ目。死刑という問題でも、「密を避ける」コロナ対策という理由で、シンガポールやナイジェリアで、すでにズーム法廷によって死刑判決が出されています。公開法廷で対面しながら死刑判決を行なったとしても、その判決そのものが非人道的なのですが、ましてや、裁判官が直接に被告の顔を見ることもなく死刑判決を下すとは、すべてをコロナのせいにして持て囃されているオンライン会議、ズーム会議が使い方によっては持ちうる「非人間性」の極致に思えます。戦争での殺人行為について、よく言われる例があります。昔の戦争のように、相手方、いわゆる敵の兵士と刺し違えたり、銃殺したりするときには、どうしても、心理的な圧迫感が抵抗感を覚える。だが、はるか上空から核爆弾を落としたり、米国内の軍事基地に居ながらにして、コンピューターの操作でアフガニスタンやイラクの人びとに無人機爆撃を加えたりするのは、抵抗感が少ない。米兵は、朝自宅で家族と朝食を共にし、基地に出勤して日中は遠隔操作で人殺しをし、夕食は再び家族と一緒に楽しく食べることができる。これは、米国がこの20年間近く展開してきている「対テロ戦争」の中の実話のひとつです。コンピューター時代に生きる私たちが持つ、避けることのできない側面が、これです。人間同士の接触を避けることは、ここまで行き着くのです。

さて、以上、コロナウイルスの猛威を前に右往左往する私たち人間の姿を、駆け足で眺めてきました。世界のどこであっても限なく、生きとし生けるすべての人びとに関わってくるのが、この新型コロナウイルスのはたらきの特徴ですから、現われている現象のすべてにはおろか、大事なことすべてにすら触れるわけにはいきませんでした。皆さんの経験と知見、お考えに基づいて、ぜひとも、私が話したことを補っていただきたいと思います。

最後に、二つのことを。

一つ目。これまでお話ししてきたことからわかるように、視線をどこに据えるのか、どんな声を聞き取るのか——その立場の違いは、これほどまでに異なる態度の選択を私たちに迫るのです。このように、いま起きている事態を冷静に眺めるならば、コロナウイルスの威力は確かに恐るべきものがあるが、すべてをコロナのせいにして、何もかもを一新することはできない。コロナ以前にも、差別と分断は、この世界に蔽として存在していた。その課題に取り組むことを蔑ろにしてきたからこそ、私たちは、いま、コロナの脅威を前に、必要以上に狼狽しているのかもしれないと思います。コロナは、確かに差別と分断の傾向を広げつつある。コロナに対して取るべき新たな方針もあるだろうが、だが、すべてをリセットして「新しい生活態度」などとそれを表現するのは、おかしい。コロナ以前にもあったこの社会の矛盾、弱肉強食という、グローバリズムの世界秩序の在り方自体が孕んでいた深刻な差別と分断の機能——それらが、コロナを通してよりいっそう明確な姿を取り始めたのだという認識が大切なのです。その意味で、「コロナに対応しつつ」も、「変わらぬ生き方」が肝心だと私は思います。

二つ目。差別と分断はどのように表われているか。コロナウイルスは見えない。見えないのに、どこか巧みに動き回って、人間の世界を攪乱する。見えるものには防衛策や防御策を講じる知恵を持つ人間も、見えないものには打つ手を持たない。ひたすら不安を抱え、疑心暗鬼に陥る。そこに登場するのが、使うも嫌な言葉「自粛警察」であり、感染症患者を「黴菌」と呼んだり、よそから来た人に向かって「この町から出ていけ！」と貼り紙をしたりする行為です。不安に駆られた人びとは、ひたすら「強い」言葉を欲する。目に見える「敵」を欲しがらる。コロナ危機に乗じて、政治的指導者、為政者の中には、内政的にも外交的にも強権的な言動に走る者が目立つのは、人びとのそのような心理を知っているからです。自民族中心の排外主義も、ここを好機と捉えて増長します。もっとソフトな言葉遣いをする政治家もいるでしょうが、その人物がしかるべき歴史観や文明観をもって「コロナと人類」

の関係性を洞察する資質を持たない限り、この困難な時代に向き合うことはできないでしょう。誰にせよこんな時代を作り上げた現在の政治家に期待できる事柄ではないのですから、私たち一人ひとりが「個」として自立した動きを追求すること、その先にお互いが「類」として繋がり合う可能性を求めること、それが、か細くはあれ、私たちが歩むべき道だと思えます。

【『現代イデオロギー評註』411～419頁「コロナ時代の 変わらぬ生き方」より】

※この文章は、永山子ども基金の「第17回チャリティートーク&コンサート ペルーの働く子どもたちへ」の場で、太田さんが直上のタイトルでお話しされた内容です。

【付記】

太田さんの著書に『ペルー人質事件』解説のための21章（現代企画室）という本があります。これは、1996年12月に発生したペルー日本大使館公邸占拠事件について書かれたものです。

この事件は最終的に、フジモリ大統領の指揮のもと、翌年4月に政府軍の特殊部隊が突入し人質1名と突入部隊2名が死亡し、占拠していたMRTA（トゥバク・アマル革命運動）メンバー17名全員が射殺されて幕引きとなりました。日本のメディアは現地からの実況中継も含め、これを大々的に伝えました。少なくとも日本においては、フジモリ大統領を称賛する論調が圧倒的でした。

しかしぼくはなんとなく歯切れの悪い、納得しかねる思いを持った記憶があります。人質が解放されたのは良しとするものの、犯人とされた容疑者全員がなぜ射殺されなければならなかったのか、そんな漠然とした不当さを感じていました。太田さんのこの本を読むことによって、新たな問題点に気づかされるとともに、30年近くの時を経て、初めてその漠然とした思いを言語化された気がしました。皆さんにもぜひ読んでいただきたい一冊です。

更に付け加えるならば、転載させていただいた文章の中にある「永山則夫さん」と、上に書いた「永山子ども基金」はこのペルーの事件報道と若干の関連があります。

ウォシュレットなんか使わない

2023年3月11日、東京電力福島第一原発事故から12年、帝国主義国日本の敗戦から78年目のこの日、「戦争こりこり、原発まっぴらごめん党宣言」なるチラシを作って近くの駅頭で配りました。内容は表題の通りです（ちなみに、このチラシ画像は使用フリーです。自由と人権HPからダウンロードできます）。

その中の一節に次のように書きました。「仮に生活に不便があったとしても、原発なんかいいりません。核被曝の恐怖におびえるより、不便を選びます。あるのが当たり前になっているスマホやウォシュレットなんかなくても生きていけます。みんなが少しずつ不便を忍べば、原発なんかなくてもやっつけていけるのです。」（下線は筆者が新たに付加）この考えは今でも変わりはないのですが、その後もスマホやウォシュレットも使い続けてはいました。

ウォシュレット（洗浄便座）は何年ぐらい前から使われていたものでしょうか。これがあるのが（少なくとも都市生活では）当たり前になっているのが、現在の状況です。

ところがある事情からウォシュレットを使うのをやめたのです。もちろんうちのウォシュレットが壊れたわけではありません。「ある事情」といっても、たいしたことではないのでここでは割愛しますが、とにかくそれまで当たり前だった水洗洗浄をやめ、昔ながらのトイレトーパーで尻を拭くようにしたのです。

初めのうちは、やはり少し抵抗がありました。なんだかバッチイ気がするし、面倒にも思えます。トレペで拭くのが当たり前であった時代には、決してそんなことはありませんでした。それ以前はハナ紙（「便所紙」？）、もっと前は新聞紙だったので当然です。ロールから繰り出されるトレペの使い勝手の良さに喜んでいたようにも思えます。

そういえば、トレペの登場は水洗便所になった頃だったのでしょうか。水に溶けて流れるのが必須であれば当然そうだったかもしれません。その前は汲み取り式でしたから、トレペでなくとも問題なかったのでしょう。落とし紙や水洗といった清掃手段と、トイレの構造と機能の相関関係、その歴史的経過を調べるだけでも一つの研究テーマになりそうな気がします。

ずいぶん横道にそれてしまいました。当たり前だった水洗洗浄をやめてトレペに切り替えても、それほど紙の消費量が増えるわけでもないことが分かりました。水洗洗浄でも、そのあとに尻についた水をトレペで拭きとるので、紙はそこそこの量使います。トレペの使用量は、「直拭き」でも水のふき取りでもさほど変わらないということです。「直拭き」でも、水のふき取りより少量で済む場合も少なくはないのです。

人体というものは良くできているものだと思改めて感心したのですが、ウンコを汚れを完全に落とし切らなくとも、パンツにくっついてしまうという事態はめったに起こりません。尻の穴は両尻の山（大臀筋）の谷間にあるので、パンツを無理やり引き上げでもしない限りは、そんなことにはならないのです。それに「上手くする」と、ほとんどトレペを必要としない時すらあります。

ぼくは昔、山によく出かけていたので、「野グソ」をする習慣がありました。ある時、拭く必要もなかったくらい「見事に」ウンコを排出したことがあります。その時に思ったのですが、そういえばシカやサルやイノシシといった動物はフンをしたあと紙なんか使わないよなァと。それでいてそんなに尻が汚いような気がしません。もちろん、取り込む餌の種類や、腸管の違いや、フンの形状もあるかもしれませんが。とはいえ、人間を含めた動物は、元来汚れを落とさないのが自然で、当たり前なのです。

もしかしたら人間は、取り込む餌の種類が自然から遠ざかってしまったために、「紙」を必要とするようになったとも考えられます。それは「餌」に限らず、生活習慣・形態・環境にまでも及ぶ、取り返しのつかない「道迷い」をどこかで犯してしまったことによるのかもしれない。

当たり前と思っていたことに少し距離を置いてみる、時には試してみるのもいいことかも、です。

【注】 ネットで「ウォッシュレット」を検索したら「ウォッシュレットは、東陶機器（TOTO）が1980年6月に発売した温水洗浄便座です。」と出ました。もう発売以来45年近くなるのです。しかし市民生活に普及し始めたのはもっと後で、個人的な感覚から言うと20年位前というところでしょうか。



東大和ローカル

役所、不治の病

東大和市役所の職員と接して不思議に思うことが多い。どうしてこうまで頑なに現状を変えようとはしないのだろう。国や地方を問わず、役所というものはもともとそんなものなのでしょうか。よその自治体の実情は知らないのであくまでも東大和市で見える限りのことではあります。

保守的と言えばそうかもしれませんが、「革新」に対する「保守」という意味でもないようです。外部からの働きかけによって変革したことに体面をけがされるとでも考えているのでしょうか。とにかく対話になりません。

地域振興課の場合

東大和市民センター等への配布物の受付が、東に偏在している清原市民センターに移されたことは前号でも書きました。

清原市民センターの受付窓口に行くたびに抗議もし、市役所3階に行ったときには地域振興課長に苦情を申し立ててきました。それでも小手先の個別対応でお茶を濁し、受付窓口が「清原」であるという基本線は変えることはありませんでした。

これに対しては、12月2日に請願という形式で、正式に改善と回答を要求する文章を提出しました。他の市民団体にも呼び掛けたのですが、この事態を不便であると感じている団体は多かったものの、残念ながら請願に名を連ねてくれる団体はなく、個人名で提出しました。その時の課長の話では、庁内でも検討している、期限（12月中）までには回答する、とのことでした。望ましい結果になれば言うことはないのですが、楽観はできません。

生活福祉課の場合

情報公開請求でこれまでの裁判事例について公開を求めたところ、部分公開（個人情報部分は墨塗りされている）でしたが訴訟事案情報は示されました。その中に生活保護を受けている方からの損害賠償請求訴訟事件がありました。窓口は生活福祉課です。

生活保護費は、対象者が指定した銀行口座に市から振り込まれます。その銀行通帳に記載される振込内容に「セイホ」とあるのが差別的であるとして、感謝料と国家賠償法による損害賠償を求める案件でした。これは簡易裁判所で争われたもののようですが、東大和市の代理人弁護士に成功報酬が支払われているところを見ると、簡裁で市側勝訴、その後の控訴はなかったようです。

この件にしても、市民がダイレクトに訴訟に及ぶはずもなく、おそらく福祉の窓口で銀行通帳の振込内容の名称を何とかせよという要求はあったと思われます。しかし市側がこれに応じなかったため、当該市民は裁判という手段にうって出たものでしょう。

情報公開の時に生活福祉課の職員に聞いたところ、すでに振込欄のその名称は変えたとのことでした。そうであれば、なぜ市民から苦情があった時点で名称の変更を検討しなかったのかという疑問が浮かびます。もしその段階で対処していれば、市民も余計な費用と時間をかけることもなく、市も弁護士費用を支払う必要もなく、担当課の職員も、通常業務の他に余計な業務（訴訟に関わる事務）に携わる必要はなかったものと考えられます。「三方よし」どころか「三方丸損」「三方わるし」ではありませんか。

肝心なことは、なぜこのような事態が生じるのかということです。このことについては、後でまとめて考えることにします。

総務部総務課の場合

東大和市立中央公民館長によるチラシ配置拒否事件に関する訴訟関係文書の公開を求めたさい、個人情報であるとして不当に墨塗りされたことを不服として、情報公開・個人情報審査会に審査請求をしました（このような不当な墨塗りは、公民館に限らず、他の部署でも同じように対応されています。公民館のものを対象にしたのは、象徴的な事例の一つとして取り上げたに過ぎません）。

今年の8月21日、審査会による審査申請人（わたしです）の口頭意見陳述の機会が与えられました。もちろん意見陳述をする用意があることを審査会に申し出たためです。^{〔注1〕}

後日、当日の審査会の資料と口頭意見陳述の記録部分のみの交付を請求しました^{〔注2〕}（審査会自体の記録は非公開^{〔注3〕}）。ところがなんと、意見陳述の内容が間違っていて記載されており、正反対に読み取れる部分もあったのです。これに異議を申し立てたところ、担当者はすでに音声データは削除してしまったので、文書にして誤りを正して提出してほしいとの返事でした。誤記の部分を訂正し、今後このようなことが起こらないような対策（音声データの保存期間の定めなど）をしてもらいたい旨書き添えました。

更に後日の回答です。これにはあきれました。音声データは文書化するまでの補助手段であり、その保存・保管はしていないとの内容です。併せて、陳述者が録音機器を持ち込むことを検討するとの添え書きもありました。現実には起きている問題に誠実に対応しようという姿勢がなく、まるで他人事^{ひと}です。録音機を持ち込ませるなどという検討も、その責を陳述者に転嫁することであり、全く認められることではありません。

おそらくICレコーダで収録した陳述内容は、庁舎内のサーバーに移し替え、それを各自のPCで再生して文書化するのしょうから、ICレコーダに録音したものはともかく、サーバーには当該音声データは残っていると考えられるのです。これを一定期間保存することなど、担当者にとって特段の負担になるものではなく、録音データの容量もサーバーの巨大容量に比べればホコリのようなものなので、すぐにでもできることです。むしろ、削除するという能動的な操作が不要になり、逆に楽になると言えます。そして一定期間過ぎたのち、まとめて削除すればいいのです。

それにこのデータがあれば、確実に正確な内容が検証できます。大相撲のビデオデータ、検察の取り調べ動画、議会の録画データのようなものです。審査請求人としては、自分の記憶が間違っているとは思いませんが、絶対ではありません。音声データを再生すれば、もしかしたら総務部の記録のほうが正しかったということだってあり得るのです。役所当事者だけであるならばまだしも、陳述人という部外者が関わっている音声記録を、文書化後に削除してしまうなど、公文書管理上問題があると言わねばなりません。

まとめ

このような旧弊を改めない、変化を嫌う体質は役所に限ったことではないかもしれませんが、とりわけ役所では顕著です。市役所では人事異動が激しく、担当部署にいつまでも在籍しているわけではなく、いずれは他の部署に異動させられます。そのサイクルが早ければ早いほど、短い期間を無難に過ごそうとして、いきおい前例踏襲に陥ってしまいがちです。これでは担当した職務に誇りや使命感も持てと言うほうが無理です。人事に関して、その異動方針を変えなければならない時に来ているのではないのでしょうか。

その上、会計年度職員という非正規雇の職員が多数存在するようになって、その分正規職員の数は減りました。このことも職員の仕事への取り組み方に影響していることは確実です。もちろん非正規雇用の正規化は必須です。これらは市役所の中核である市長関連部局の問題です。

生活福祉課の例でも説明したように、大ごとになる前に対策の仕方はあったはずですが。振込内容の表示は窓口対応で何とかなる問題ではありません。当然、所管の担当課長をはじめとした幹部が対応を検討しなければならない問題です。担当部課長が社会的経験と良識を備えた人物であれば、組織内で上申したうえで了解を取り、銀行に要請し振込内容表示を変えることは決して不可能なことではなかった。しかしそうはしなかった。

当該職に在任期間のみ職責をまっとうしさえすればよしとして、無難な前例踏襲に走ったのでしょうか。そのほうが次の異動にも有利にはたらくとの考えもあったかもしれません。みずからのことのみ考え、当該市民の被差別感情にまで想像力が及ばなかった。当該市民が訴訟に及ぶなど考えもしなかったのでしょうか。次に起こるであろう事態まで考える余裕がなかったと言えます。

その結果、先に示したような「三方丸損」という結果になってしまいました。代理人弁護士には半端でない額の報酬を公金から支払うことになりました。公金とは、すなわち市民の財産です。しかし役人にはそんな意識はハナからありません。自分の懐から出るとなれば節約するはずなのに、です。担当部課長や市長の責任は重大です。

チラシ配置拒否事件の時も、何回も見直す機会がありました。中央公民館長の受付対応しかり、審査請求しかり、裁判での和解勧告しかりです。すべて市側はこれをフィニッシュしてきました。総務部における音声データ削除問題も同じです。訴訟に及ばなければ本気になって検討することはないのでしょうか。地域振興課による配布物受付窓口問題に関しては、そこまでせずとも何とかかなりそうな気配はありそうです。しかしいまだ予断を許せません。

おまけ

これまで市役所の対応のまずさについて述べてきました。しかし、問題点は役所内にとどまるものではありません。

あまり好きな人ではありませんが、松下幸之助の言葉に次のようなものがあります。「民主主義国家においては、国民はその程度に応じた政府しかもちえない」国がそうであるように、地方自治体もそこに所属する市民の質に見合った行政しか持てない、ということです。

生活福祉課窓口で差別的な表現に異議を唱え、裁判にまで持ち込んだ（結果的には原告敗訴でしたが、）人がいたから、振込欄の記述が変わったという実績が残りました。このように、声を上げ、行動せずして、行政の質が向上していくなどと言うことは金輪際ありません。

【注1】 東大和市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条「審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えることができる。」

【注2】 同条例第8条「審査請求人等は、審査会に対し、第6条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。))にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。」

【注3】 同条例第11条「審査会が諮問庁から諮問を受けて行う審査の手続は、公開しない。」



サンホセの会 12月定例会

【日時】12月15日(日)

午後1時30分～3時30分

【場所】中央公民館 202学習室

【テーマ】2024 平和市民のつどいに関して
市民団体配布物の適正化について

※オンライン参加希望の方は13日までにご連絡ください

住民訴訟 控訴審第1回口頭弁論 (東大和市弁護士成功報酬違法支出事件)

【日時】12月19日(木)11時

【場所】東京高裁812号法廷

【集合】同法廷控室10時45分

【最寄駅】東京メトロ丸の内線、日比谷線、千代田線
「霞ヶ関駅」下車

【少し長い後記】

前号にも書いたが、廃プラ施設建設には様々な問題があった。建設場所がもと東大和市のカン・ビン類の集積場所ではあったとはいえ、それ以上に騒音・粉塵・化学物質飛散・漏洩の恐れのある施設を、住宅地や福祉施設の隣接部に建てることの是非、そして市議会でいったんは反対決議を上げたにも関わらずこれを強引に推し進めた元市長、地元住民の反対に対し行政当局と一体になって推進の論陣を張った当時市議会議員であった現市長、廃プラ施設建設に関する住民と行政の協議の場を一方的に打ち切った3市衛生組合と当時東大和市環境部長であった現副市長、廃プラ施設建設予定地の近くに広大な公有地である空き地が広がっているにもかかわらず、これを利用するための政治的対応を怠った小政治家などなど、疑問と批判には事欠かない。当時は市長選の真っただ中。住民運動の主体性は尊重されていたか、住民側は反対の声を十分に上げ続けられたか、運動の側にも疑問は残る。

「広大な公有地」とはもと米軍基地跡地(それ以前は軍需工場)である。この跡地返還運動は、行政と市民が共に取り組む官民一体型のものとして、国有地となった土地の3分割有償案に対する交渉に収縮していった。市当局・議会・市民が一体的に取り組む運動は一定程度評価できなくもない。だが限界もある。そのような状況下、独自の立場で取り組まれた市民運動があったのだろうか。寡聞にして知らない。立川基地跡地の返還という大きな流れに付随した大和基地跡地の返還運動であって見れば、なかなか独白色は打ち出しにくかったろうとも想像がつくが、立川の運動とも連帯し、3分割有償そのものを課題にあげた運動は起こらなかったのだろうか。今だから言えることかもしれないが、跡地をすべて無償で地元へ返還し、その後、市が都や国と調整するのが本筋である。自立した市民運動があればそのような要求があっても不思議ではない。跡地をすべて国が召し上げ、改めて地元自治体に払い渡すなど、いつの時代のことかと思わざるを得ない。そのような発想すら浮かばなかったのは「官民一体型市民運動」の限界とも言える。それは東大和市に限らないことかもしれないが、現在まで同じような「運動」風土が続いているように思えてならない。これは官製「市民平和のつどい」にも通じる問題でもある。

1981年に市は都の3次案を受け入れた。この時の市長尾崎清太郎は前市長の父親である。都の3次案には、現在のヨーカドー(最近「リコパ」となった)の東側にある運動公園あたりに「小学校」との記載がある区画が示されている。当時は住宅地になる前であったが、将来を見越して確保したものとすれば、先見の明があると評価されるべき計画である。現在では、旧基地跡地である東大和市桜が丘地区は、マンションが多く立ち並び、他の地区と比較して圧倒的に人口が多い。しかるに学校は一つもない。「学校」として記載されていた場所は平地のまま運動公園として存在している。この偏在化は早急に解決されなければならない問題となっている。

これまで、自由と人権通信は紙ベースのものを作り、それを市内の公共の場やお店などに置かせてもらってきました。部数はそれほど多くはない(200~250部)のですが、印刷、折込作業、各所の配布などがだんだんきつくなってきました。持病の心不全のせいです。いつまでこれを続けられるか分かりません。

紙ベースの通信が発行できなくなった場合に備えて、もしご希望があれば、PDFデータとしての通信をメールに添付して直接お送りすることも考えています。以下のQRコードでアドレスを読み取り、「通信送れ」とメール送信していただければ対応いたします。



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は、表紙連絡先までお知らせください。

